

議会基本条例検討協議会（第19回）

平成25年 2月26日（火）

場 所：委員会室

1 今後のスケジュールについて（資料1）

2 成文化した条文の検討（資料2～4）

3 その他

午後2時11分 開会

1. 今後のスケジュールについて

【河崎会長】 今後のスケジュールについて、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 3月25日は市民の定義についても詰めていきたい。4月9日は逐条解説作成の割り振りも決めなければならない。その辺りも含めこのスケジュールでよいか。

【窪委員】 逐条解説は各委員が分担して作成するのか。

【河崎会長】 分担して素案を書いて本協議会で揉む形となる。

【大波委員】 一人一人が書くのか。

【河崎会長】 例えば、何条から何条まではどこの会派が書くという形になるのではないかな。

【事務局次長】 市民説明会等で説明していただくためには、逐条解説を作成することが一つのポイントになると考えている。委員で手分けをして作成していただきたい。

【大波委員】 全員か。

【事務局次長】 全員でと考えているが、協議によってとなる。

【窪委員】 議事録があるので、それを参考にして作成することになる。

【河崎会長】 市側の意見調整期間が4月10日から5月9日の予定であり、この時には逐条解説を付けてほしいと言われている。

【山本委員】 4月9日に逐条解説の作成とあるのは、同日にそれぞれの委員が作成したものを持ち寄って協議するということか。

【事務局次長】 そのように想定したスケジュールである。

【河崎会長】 3月定例会が終わるのが3月22日であるので、それから作成することとなる。

【窪委員】 3月22日から4月9日までの間に分担をしなければならないということか。

【河崎会長】 4月9日にでき上がっていないと、4月10日に市側には渡せない。

【大波委員】 市との協議では逐条解説はいらぬのではないかな。

【河崎会長】 正副会長による市側との調整・意見聴取に間に合えばよいということにはならないかな。

【大波委員】 間に合わなくてもよいのではないかな。

【事務局次長】 少なくともそこには間に合うようになるとなる。この辺りは無理に入れた部分ではある。

【河崎会長】 正副会長による市側との調整・意見聴取と4月9日の協議会の間に、もう一日協議会が必要とならないかな。

【窪委員】 必要だと思う。それぞれが作成した逐条解説を全員で確認しなければならない。

【事務局次長】 正副会長による市側との調整・意見聴取の前段で、市側に意見調整の期間を1カ月間設けるので、4月10日すぐにはではなくても、4月10日から5月9日までの期間の半ばごろには逐条解説を渡さなければならないと考えている。

【窪委員】 市側に渡す前に1度確認しなければならない。

【河崎会長】 4月中旬か下旬辺りに本協議会を開かないと、逐条解説が合意できない

のではないか。

【事務局次長】 必要であれば日程を設定したい。

【河崎会長】 日程の調整をしたい。

※調整の結果、4月24日（水）午前9時からで決定。

【河崎会長】 市側との調整・意見聴取後の5月後半の協議会の日程も決めておきたい。

※調整の結果、5月20日（月）午前9時からで決定。

【河崎会長】 今後のスケジュールについては以上のとおりでしょうか。

全 員 了 承

2. 成文化した条文の検討

【河崎会長】 前回の経緯について、事務局から説明を求める。

※事務局次長から資料2に基づき説明。議事担当係長から「議長の活動原則」に係る資料3の内容を説明。

【事務局次長】 「議員報酬」については、専門家の意見を聞き再協議となっており、本市総務課に確認した内容を紹介する。

【議事担当係長】 市側の法制担当の参考意見は、「長や議会は条例の改廃を自ら提案することができるので、このように自律的な規定を設けても直ちに違法とは言えないのではないか」であった。例えば、市民参加推進条例では、提案内容により長にパブリックコメントなど市民参加の手続を義務づけている。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例では、議員報酬の額を改定しようとするときは、あらかじめ、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会の意見を聴かなければならない」という規定がある。照会したところ、市長が提案する流れを想定しているとのことであり、議員提出の場合は議長が市長に対して諮問を依頼し、それに対して市長が協力するという位置づけになるとのことであった。全てスムーズに行くのかとの懸念はあり、諮問答申には時間もかかるため、提案に間に合わない場合などの対応には疑義がある。

地方自治法第74条に直接請求の規定があり、直接請求が長に出された場合、長は20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければならないが、その時に報酬審を開催する暇があるか疑義がある。横須賀市議会基本条例では「議員定数」の条項で「地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、」と除外規定を定めている。

直ちに違法性があるということはないが、いくつか疑義は考えられる。除外規定を設ける、「原則として」と入れるなどの対処をしたほうがよいのではないか。

【事務局次長】 議事担当係長が最後に述べた内容が事務局の意見である。

前回の議論は「議員報酬」までであった。また、資料4には「議会改革検討協議会」の両論併記事項の論点を記載している。

【河崎会長】 まず、資料3に記載の全国市議会議長会法制担当からの回答について、質疑等を行いたい。

「地方自治法で立候補制を準用していないため、できないと考えている」とあるが、現実にはやりたい方がその意思を示しており、ある意味で立候補している。そのこと自

体も問題があるということか。

【議事担当係長】 折衷的な位置づけとして、議会内部の申し合わせにとどめ、全員協議会においてやりたい方の所信を聞く機会を設けること程度は考えられるが、条例に規定すると正式なものと捉えられるのではないかという回答であった。

【河崎会長】 自治法に規定されていないのに、事実上立候補しているという事実自体が法制度に抵触しているのではないか。

自治法が準用していない公職選挙法の「公職の候補者」は、どのような規定か。

【議事担当係長】 立候補者の資格や届出、縦覧の手続き、候補者が取らなければならない手続き、制限などが規定されている。自治法 118 条はその部分は準用されていないので、水面下では許されるとしても議場で候補者は誰であるという形で選挙を始めたら、違法であると考ええる。事実行為としてもなるべくそういう運用に近づけてはいけないというのが、議長会の回答のベースになっている。

【河崎会長】 議長は選挙するとなっているのか。

【議事担当係長】 「議会において行う選挙」と規定されている。

【中村副会長】 国会でも衆議院議長などが選ばれるときは、立候補して選ばれているわけではない。市議会も同様であり、立候補制ではないから、全協で所信を表明していない議員に投票しても有効投票となっている。

【窪委員】 本市議会では正副議長をやりたい方は各会派を回っている。最近ではないが、同意できないときは表明せずに会派内の議員に投票してきた。すべての議員が選ばれる可能性がある。できるだけ事前に所信表明してもらうことは大賛成であるが、法との関係で考えると条文化は難しいと考える。

【河崎会長】 副会長が述べたのは、国も本会議場で正式に行っているのではなく、別の場でやっているのだから、条文化はせずに運用で行ってはどうかという意見か。

【中村副会長】 そういうことである。

【井上委員】 条例に規定すると問題になる。規定しないとの結論にしたほうがよい。

【河崎会長】 地方自治法のほうがおかしいと言いたいが、第 2 項及び第 3 項を削除することとなるか。

【赤嶺委員】 全会一致にならないので削除するのか。

【大波委員】 第 1 項は残る。

【河崎会長】 削除したくはないが、第 2 項と第 3 項を削除するということである。

【赤嶺委員】 削除する必要はない。資料 3 には疑問がある。事務局の考え方を記載してどうですかと伺いを立て、それに対する回答が返ってきている。実際に導入している議会の考え方も確認できるはずだが、その資料はない。この資料だけで第 2 項及び第 3 項を削除することは納得できない。自治法に規定がないならやっつけていいのではないか。先進的な取り組みをして法改正に結び付けている事例はたくさんある。

【窪委員】 以前、赤嶺委員と同様の要求をしていた。一歩下がって全協での事前の所信表明で妥協した経過がある。

【山本委員】 宮城県のある市では条例で定めていると聞いているが、そういう例があることは踏まえて、この場で協議されているか。

【河崎会長】 その辺りの調査は事務局では行っていないということか。

【議事担当係長】 今回は行っていない。

【河崎会長】 どこが条例で規定しているかは把握しているか。

【議事担当係長】 具体的に一覧では持っていないが、いくつかの事例があることは承知している。事務局からは、現行の法体系でどう考えられるかをこのような形でお示しするしかない。それ以上の部分は、委員がどのように解釈するかである。現行法の中での懸念事項をお伝えすることが基本と考えている。

【河崎会長】 山本委員はどこの条例に規定されているか把握しているか。

【山本委員】 依然調べた時は、宮城県角田市の条例で規定していた。

【河崎会長】 そこをもう少し調べて次回報告してもらえるか。

【山本委員】 実際に問い合わせもするのか。

【赤嶺委員】 その確認こそ事務局にお願いすべきことではないか。議長会に確認できて、なぜこの確認ができないのか。

【事務局次長】 専門家の意見を聞くとのことであつたので、事務局として考えられる専門家として議長会の法制担当に確認をした。自治法に規定がないからできるとのこと基本条例に規定したいのであれば、よく調べてもらいたい。逐条解説作成に当たり、そういう部分も必要であると考えます。

【赤嶺委員】 本市の基本条例が初の事例なら議長会だけの見解でもよいが、既にやっている議会がたくさんある。その議会に何を根拠に規定したのか聞くことはできるはずである。

【事務局次長】 たくさんあるとのことだが、事務局では把握していない。

【大波委員】 法的な面からのリスクは避けた方がよいとの専門家の回答だが、罰則規定はなく、やっている議会もあるとのことなので、本協議会で協議して意思統一されれば、リスクはあっても規定すると決めることはできる。

【中村副会長】 法的な条文には、それなりの根拠がなければならない。感情的にやったほうがよいとか、先進的な事例だからやってみて問題があれば直せばよいとか、ほかでもやっているからよいという話ではない。条文、判例、通説、多数説と法律の解釈には優劣がある。皆がよければそれでよいのではなく、法律をつくるときには根拠づけや理論づけが必要である。議長会法制担当とは違った見解があり、その見解にしっかりした理論づけがあれば、それを主張する人がその資料を持ってきて主張すべきである。

【赤嶺委員】 委員が資料3を出したわけではない。事務局は中立の立場から本協議会の議論を聞いて、協議会が求めたものを出してくれている。

【河崎会長】 事務局は以前から位置づけるのは難しいとの意見を代表者会などでしばしば述べてきている。事務局はできないという見解なので、委員で調べるしかない。ここで合意できるかわからないが、別の専門家に問い合わせをしてみたいと考えており、それぞれ努力できることがあれば次回までお願いしたい。

【窪委員】 以前、他の議会が本会議でやっているなら本市議会も本会議でやるべきと主張したが、議長会の見解をよりどころにそれは難しいとなり、全協で所信表明してもらったこととなった。議長選出後に本会議で新議長は挨拶をするが、この挨拶の時にもっと具体的に考え方、議会運営のあり方を表明してもらったことのほうが、より実があるのではないか。

【河崎会長】 議員になった当初の議長選は、根回しがあつて投票が行われたが、全協で所信表明を行うようになってから、複数の方が事実上立候補している。選出後ではな

く、どういう考えをもって議長になろうとしているのかは、事前に聞きたい。

【窪委員】 それは同じである。本会議で行ってもらったほうがよいし、事例もあるが、いかななものかというのが率直な意見である。

【河崎会長】 次回に持ち越しとしたい。

【中村副会長】 議長会の見解でよいと考えている。そうではない、規定すべきと主張されている方は、ぜひ根拠となるものを持ってきてもらいたい。それが各委員を説得できるような理論であれば、盛り込むこともできるとなる。できるのではないか、先進的なのでやっつけまえばよいのではないかと言うだけでは実りのない議論となってしまう。

【赤嶺委員】 資料は調査をして提出したい。現在は水面下で行われていてプロセスが不明確であるので、せめて所信を表明してもらい、それで選挙を行うことができればよいのではないかと述べているだけである。

【河崎会長】 次回、資料を持ってきてもらい議論をしたい。

次に「議員報酬」について、専門家として市の法制担当の見解などを述べてもらったが、質疑等はあるか。

【山本委員】 茅ヶ崎市は長が出すことを想定していて、議員が提出する場合は想定していなかったということか。

【議事担当係長】 あくまでも電話調査であるが、市長が提出する流れを主に想定されているようであった。議員提出の場合をお聞きしたところ、議長が市長に対して報酬審の開催を依頼することになるとのことであった。

【山本委員】 議会が直接報酬審にお願いするのではなく、議会が市長に依頼し、市長が諮問するという2段階の形になるのか。

【議事担当係長】 市の執行機関の附属機関であるので、議長が直接報酬審に諮問することはできない。議長が市長に依頼するのは任意の取り扱いになるので、拒否された場合、議案提出権との関わりで疑義はある。

【河崎会長】 「議員報酬の額は」の次に「、原則として」と加えれば、直接請求があった場合や大災害が起こり市長も職員も給料を下げるような場合などに例外が適用されることとなるが、どうか。

【大波委員】 異議はない。

【山本委員】 先ほどパブリックコメントの話が出たが、パブコメのそもそもの考え方は、行政側は選挙を経て民意を得ているわけではないので、作成した案について一度市民の意見を聞く機会を設けるものと理解している。議員提出について必要かということ、議員自身が選挙で選ばれているので、議員が出す提案に対してパブコメを行うことは、本来の意味からすると少し違うのではないか。

【河崎会長】 行政のトップは市長で、住民から選ばれており議員と同じであるが、自らに市民参加を義務づけている。議会が先般、商業振興条例のパブコメを行ったのは、市民参加推進条例に基づき市長が行っている市民参加の手續に準じたということである。

「議員報酬の額は」の次に「、原則として」と加えることでどうか。

【山本委員】 「原則として」を加えるのは、議員の条例提案権は保障されていることが前提の話か。

【議事担当係長】 原則として、報酬審の諮問答申を受けることになる。その努力をしてもらうことになるが、例えば、長が開催するいとまがない、会期の間に準備期間が足

りないということになれば、議員提出で議案が出せると考える。

【山本委員】 市長に依頼して報酬審の答申を得ては間に合わないときは、議員が答申を経ずに提案できる保障はあるのか。

【議事担当係長】 手続きの関係で提案権が侵害されてはいけないので、そのような場合に議員提出できると考えていただいてよいと思う。ただし、条例に「原則として」と規定するので、提出者はそれなりの準備期間を持って諮問の打診を行ったが、できなかったということが客観的に必要だと思うが、究極どうかと言えば、議案提出はできると考える。

【河崎会長】 法定の提案議員数を満たせば、提案を妨げるものではないということか。

【議事担当係長】 そういうことである。

【河崎会長】 「議員報酬」は、「議員報酬の額は」の次に「、原則として」と加えることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会改革検討協議会」について協議する。「政策形成等」の協議でも同様の話があったが、正式な組織の設置は会議規則で定めることになっているので、「議会改革のための組織を設置することができる」と改めたい。括弧書きの第2項は、「市民参加」の条文でも規定があり、ここだけ改めて規定するのは不自然なので削除したい。

【事務局長】 見出しはどのようになるか。

【河崎会長】 どのようにするか。

【大波委員】 「議会改革のための組織」でどうか。

【河崎会長】 そのようにしたい。この条文は以上のおりでどうか。

【中村副会長】 できる規定ではあるが、条例に規定する以上、施行日にすぐとはならないかもしれないが設置する方向で進む。いつかできるように規定しておこうということであれば、規定があるのになぜ組織がないのかという話になる。このことは共通の認識にしておかなければならない。

【窪委員】 「不断の」とあり、問題がある。一定の制度の中で実践する中で、問題があれば改革する。議員の役割は、制度の中でどうやって市民の利益を守るか、行政に対して提言し、監督するかであり、議会改革が目的のようにされると問題がある。

【河崎会長】 「不断の」は削除でよいと思うが、どうか。

【大波委員】 よいのではないか。

【中村副会長】 「できる」だから、いつかそういう状況になったら設置するということにはならない。

【河崎会長】 今までも必要に応じて議会改革の組織が設けられてきた。本協議会が立ち上がる前に、議会を改革する事項について代表者会で議論されたことは疑問に思っている。議会改革が必要になったときに議会改革のための組織が設置されることを位置づけておくことは大事である。

【中村副会長】 「必要に応じて、議会改革のための組織を設置することができる」としたほうがよいのではないか。

【河崎会長】 見出しは「議会改革のための組織」とし、「議会は、議会活動の評価と改

革を行うため、必要に応じて議会改革のための組織を設置することができる」との条文にすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「条例の見直し」について協議する。

【事務局次長】 第1項の「常に検証」の「常に」を入れることには疑問を感じる。また、「必要に応じて条例の見直しを行う」とあるが、どの条例であっても見直しをするのは当たり前であり、あえて条文を入れる必要があるのかとを感じる。第2項の「改正の理由を広く市民に明らかにしなければならない」は、例えば条ずれを改正するような場合であっても、その必要があるのかということもあり、あえて入れる必要があるのかというのが意見である。

【河崎会長】 もっともなところもある。議会改革のための組織が位置づけられているので、問題になれば条例は改正される。

【窪委員】 社会状況との関係で議会改革を行うので、その中で出てくるのではないか。

【河崎会長】 県内の他の議会基本条例にはこの条項が入っているようだが、事務局ではどのように考えているか。

【議事担当係長】 事務局の見解は条例の定め方の一般論である。委員の考え方で、理念条例でもあり考え方を反映していくべきということになれば、規定されることになると思う。

【大波委員】 削除でよいのではないか。

【窪委員】 議会改革のための組織の論議の中で、条例改正の必要が出てくれば改正するという流れになるのではないか。削除でよい。

【河崎会長】 不断に見直しては、基本的なところを定めるのにそこが揺らいでしまうところもある。

【赤嶺委員】 削除する必要はない。必要がなければ改正しなければよい。制定したまま放置されないようにこの条文を入れる。この条文があれば検証しなければならないし、必要があれば見直さなければならない。

【山本委員】 個々の条例では必要ないが、基本条例で基となる条例なので、常に検証し、必要があれば見直すという姿勢を示しておいたほうがよい。

第2項は、条ずれであっても立派な改正理由なので、そのことを示すことはおかしいことではない。

【山田委員】 議会改革のための組織を規定しているので、あえて入れる必要はない。入れるのであれば一緒にしたほうがよい。

【河崎会長】 どのような条項になるのか。

【山田委員】 会津若松市議会基本条例では「継続的な検討」の条文で、「この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定している。

【窪委員】 議会基本条例を制定することが目的ではない。基本条例を改正することが目的のようになるのはどうか。市民の要求はそういうことではないのではないかと。必要

に応じて評価と改革は行う。社会情勢に応じて組織を設置して改正していけばよい。

【山田委員】 基本的には窪委員の意見に賛成である。鳥羽市議会基本条例では「見直し手続」の条文で、第1項「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする」、第2項「議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする」である。2つを分けて別々に規定することまではする必要はない。

【河崎会長】 第1項の「常に」を削除し、第2項は削除でどうか。

【窪委員】 それで皆が妥協できるなら固執しない。

【大波委員】 同意見である。

【河崎委員】 「条例の見直し」は、「議会は、この条例が制定の目的に沿っているかを検証し、必要に応じて条例の見直しを行うものとする」との条文でどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 附則は最後に決めることになるので、最初に戻る。

「前文」の「市民の信託」と「目的」の「市民の負託」は文言を統一したいが、事務局としてはどちらがよいと考えるか。

【議事担当係長】 広辞苑では、信託は「信用して委託すること」、負託は「人に引き受けさせて任せること」用例で「国民の負託に応える」とあるので、負託のほうが適当と考える。

【窪委員】 それでよい。

【河崎会長】 「前文」の「信託」を「負託」に改めることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会の活動原則」第4号「不断に迫及」と「議員の活動原則」第5号「不断の研鑽」は言葉の重なりが気になる。別の言葉で置き換えられないか。

【山本委員】 気にならない。一方は「議会」であり、一方は「議員」である。主語が違う。

【河崎会長】 「不断の研鑽に努める」は、「絶えざる研鑽に努める」あるいは「研鑽に努める」としたい。

【窪委員】 「研鑽に努める」でよいのではないか。

【河崎会長】 研鑽という言葉自体にそういうものが含まれるのではないか。

【窪委員】 強制されるものではなく、あくまでも自主的な問題である。

【河崎会長】 「議員の活動原則」第5号は、「不断の」を削除することでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議員の政治倫理」は、「使命を有し及び高い」を「使命を有しており、高い」に改めることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「市民参加」について協議する。第1項は3案併記となっている。

【窪委員】 真ん中の案がよい。

【山田委員】 一番上の案がよい。

【中村副会長】 新政クラブは真ん中の案である。

【窪委員】 この条文は、議会に市民参加を求めるということだが、提案会派はどのようなことをイメージしているのか。

【河崎会長】 議員個人は市民の多様な意見の的確な把握に努めることが「議員の活動原則」で規定されているが、議会全体としてももっと傍聴しやすくする、インターネット中継を行うなどさまざまな方法で市民参加を推進するよう努力しなければならないと理解している。

【大波委員】 真ん中の案でよい。

【中村副会長】 基本的に代表民主制なので、議員が市民の意見を吸い上げて、しっかりと議論すべきと思うが、特定地域の問題や特定の問題を抱えた方々の意見を幅広く聞かなければ政策に反映することが難しいと議会が判断した場合は、そういう方々の意見を議会としてお聞きする機会を設けるという形で真ん中の案を提示した。

【河崎会長】 必要に応じて市民参加の機会を設けることと、第4項の地域に出向いて議会報告や意見交換を行うというところが、ダブるのではないか。

【窪委員】 例えばイメージとして、ツリーガーデンの問題で、議会として必要だから市民参加を求めて意見を聞くということである。

【河崎会長】 議会として何か行ったか。

【窪委員】 一般質問で何人かの議員が取り上げたが、議会として意見を聞く機会を設けてもよいのではないかとということである。そのようなイメージであり、真ん中の案でよろしいのではないか。

【河崎会長】 真ん中の案がよいという委員は、一番上の案だとどこがよろしくないか。

【窪委員】 議会は行政機関のような権限を持っているわけではない。市民に参加してもらうことにより認識が深まることはあるが、「推進に努めなければならない」と、議会が権限を持って市民生活に対して予算措置できるというように受け取れる。

【中村副会長】 ある程度限られた人数で深い議論をする場も必要である。本協議会も会派から代表を出して協議している。ただ、委員だけで決めるのではなく会派に持ち帰って意見を聞き、傍聴者からも意見をいただき、場合によっては市民からも意見をいただくという形で会議を展開している。あくまでも議会がしっかりと議論を深めるが、必要に応じて市民参加の機会を広げて意見を伺うということで、真ん中の案である。

【井上委員】 代議制を補うという形である。

【山田委員】 同じ考えであるが、「市民参加」という見出しの条文をわざわざ設けているので、シンプルに「市民参加の推進に努めなければならない」と規定し、第4項などで具体的に各種団体やサークルとの意見交換などを規定するイメージである。

【河崎会長】 「市民参加を推進するものとする」ではどうか。

【大波委員】 真ん中の案でよい。

【井上委員】 真ん中の案でだめな理由は何か。

【河崎会長】 本協議会のような会議を設置したときに傍聴してもらえて意見を言って

もらえるようにするなど場面が限定される。情報提供しているのも市民参加に努めようとしているのだと思う。参加と情報の提供・公開は、切っても切れない関係にある。本市議会は議案書等もホームページでアップしており、そういう意味ではかなり市民参加に努力している現状はある。ブレーキをかけるように捉えられかねないので「必要に応じて」は入れないほうがよい。

【窪委員】 第3項の「委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設ける」も必要に応じてだと思う。規制するということではなく、一定の必要最小限のルールをつくっていくという意味で「必要に応じて」は入れたほうがよい。

【赤嶺委員】 一番下の案がよい。積極的に取り組む姿勢が読み取れる。会議は円滑に行う必要があるが、会議以外にも傍聴をもっとしやすくしたり、インターネット中継により自宅にいても委員会を見られるようにしたりすることなども参加機会の向上であり、こうしたことは随時やっていかなければならない。

【河崎会長】 実際に「市民参加の機会や参加手段の向上」に努めている。一番下の案の語尾を「努めるものとする」にすることでどうか。

【窪委員】 「参加手段の向上」はということがイメージできるのか。

【赤嶺委員】 赤ちゃんを連れてきた方が傍聴できる環境を整備したり、おむつを換えられるスペースを設けたりするなど参加手段の向上である。車椅子の方が傍聴しやすいスペースをつくることもそうである。

【窪委員】 バリアフリーは法で保障されている。

【中村副会長】 傍聴は参加なのか。インターネット中継も参加とは違う気がする。参加は、意見を述べに来るなどもっと能動的なものではないか。

【河崎会長】 市議会に傍聴に来ることはかなり能動的である。

【中村副会長】 それが議会に参加することになるか。

【窪委員】 陳情は、議会によっては議員に配付するだけである。本市議会はそういう面では市民参加を保障している。

【中村副会長】 第3項の請願者や陳情者に意見陳述等を行う機会を設けることは正に参加だと思う。

【窪委員】 この条文で決まれば画期的なことである。審査中に意見陳述等をしてもらい、議事録に載せることまでやっている議会はないのではないか。

【事務局次長】 極めて少ないと思う。

「市民参加」について、各委員が同じ認識なのか疑問に感じる。

【中村副会長】 本協議会でも認識がさまざまであり、条文にしたときに、これも参加手段の向上あれもそうとなり混乱しないか。開かれた議会にすることはもちろん大事であるが、会議体としての議会を、秩序をもって議論できる状況にすることも大事である。認識がまちまちな中、権利だけを保障するのはどうなのか。

【議事担当係長】 市民参加推進条例では、「市民参加」は「執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に市民が主体的に参加することをいう」と定義されている。

【事務局次長】 逐条解説を作成するときに市民参加とはどういうものをうたわなければならない。市民参加とはどういうものなのかは十分議論していただきたい。

【窪委員】 請願・陳情は最大の市民参加である。今までは休憩中に発言してもらって

いたが、審査中に発言してもらい会議録に残るようになれば画期的である。こういう市民参加は保障されてしかるべきである。

請願・陳情が全会一致で採択されても、行政が予算化するとは限らない。議員というのはそういう立場にあるという前提で考えなければならない。行政への市民参加とは捉え方が違ってくる。

【河崎会長】 次回に再度議論することとしたい。

会長としての意見として、旧第2項は削除したい。第4項は「議会は、地域に出向いて議会報告や意見交換を行うことができる」あたりで考えてきてもらいたい。これらを踏まえて第1項に何を規定するのか決まってくると思う。

3. その他

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後4時09分 閉会